

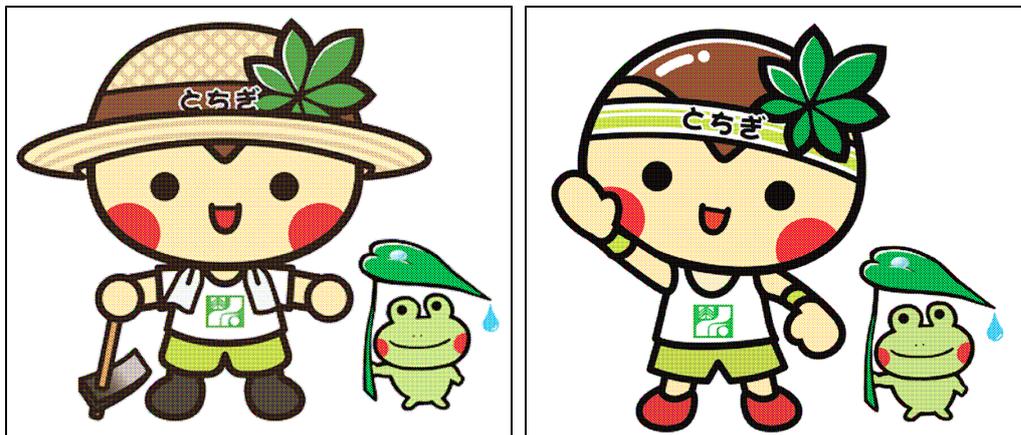
エコ農業とちぎ推進キャラクターデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、エコ農業とちぎの推進を目的に使用するキャラクターデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 デザインは、2種類の栃木県マスコットキャラクター「とちまるくん」に、事務局が独自に作成したカエルのイラストを併せたものとする。



(使用計画書の提出)

第3条 デザインを使用する場合は、あらかじめデザイン使用計画書（様式第1号）を栃木県農政部経営技術課長（以下「経営技術課長」という。）に提出する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 地方公共団体が営利を目的とせず使用する場合
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する場合

2 経営技術課長は、前項の使用計画書の提出があった場合、使用方法、使用計画等に問題がないか確認の上、その結果を遅滞なく提出者に郵送もしくはメール等で通知する。

なお、次のいずれかに該当する場合は、デザイン使用の趣旨に反するものとして使用を認めない。

- (1) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (2) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) その他承認することが不相当と経営技術課長が認めた場合

(デザインの使用)

第4条 使用者は、デザインを使用する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、縦横比、形式などを変えないこと
- (2) デザインに他のものを加えないこと
- (3) 承認された用途にのみ使用すること

2 使用者は、事務局が作成したデザインを自ら印刷等し使用することとし、使用の実施に要した経費は使用者が負担する。

3 デザインの使用料は、無料とする。

(見本品等の提出)

第5条 デザインを使用する者は、見本品等を速やかに経営技術課長に提出しなければならない。

ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

なお、写真は、見本品の全体が写されているもの及びデザインの使用状況がわかるものの2種類を提出する。

(デザイン使用の取消)

第6条 経営技術課長は、デザインの使用がこの要領及び承認内容に違反していると認められる場合、使用者に対して使用の中止を求めることができる。

2 デザインの使用を取消された者に生じる経費（改修費用、成果品の作製費用等）は、当該使用を取消された者が負担するものとする。

(損失補償等の責任)

第7条 県は、デザインの使用により生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第8条 県は、デザインの使用の状況等について、情報を公開することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、経営技術課長が別に定める。

附 則 この要領は、平成26年4月22日から適用する。

この要領は、令和3年3月31日から適用する。